
研究ノート

任務懈怠の再構成に関する一考察

——広義の任務懈怠の範囲とその性格

王 佳子

《目次》

はじめに

第一章 「任務懈怠」の形成

第一節 旧商法における取締役の会社に対する責任の原因

第二節 「任務懈怠」の形成

第二章 法令違反の性格

第一節 法令の範囲

第二節 一般的な規定の性格

第三節 法令遵守義務の性格

第三章 監視義務違反の性格

第一節 監視義務の認識

第二節 内部統制システム構築維持義務の台頭

第三節 監視義務違反の性格

第四章 利益相反取引の性格

第一節 利益相反取引の範囲

第二節 開示や承認の意義

第三節 利益相反取引の性格

小結

はじめに

会社法は、取締役の会社に対する責任を規定する。すなわち、取締役は、その任務を怠ったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ここにおいて規定されているのは、取締役の任務懈怠によって会社に損害が生じた場合に、取締役が当該損害を賠償する責任を負うことであり、任務懈怠が取締役の損害賠償責任を生じる直接の原因となる。

任務懈怠は、内容においても意義においても議論が尽くされたわけではない。任務懈怠は、旧商法特例法における用語であり、旧商法に見られなかったものである。したがって、5つに分かれていた旧商法上の責任原因をどのように任務懈怠に集約すべきか、集約する際に、どのように従来の責任原因の範囲を調整すべきか問題になる。また、ここにおける過失の構成が問題になる。任務懈怠は、従来の責任原因をもとに構成されるならば、過失も従来の帰責事由から構成されるべきであるが、旧商法の規定する取締役の会社に対する責任には過失責任と無過失責任が混在しているため、任務懈怠についての過失を新たに構成するしかなくなる。その際に、会社法のもとで、過失が条文上要件として認識されていないので、過失の有無が任務懈怠の判断に内包されることに留意する必要がある。以上に加えて、経営判断の原則が最高裁で認められるようになったので、経営判断の場合の特殊性を考慮して、経営判断に関する任務懈怠の成立を別個考慮すべきである。

前述のような問題は、そのひとつひとつが複雑な議論を内包しており、詳細な検討を要するが、本稿は、全体的な方向性を示すという意味で、会社法に取締役の任務懈怠責任ができた経緯を踏まえて、広義の任務懈怠の範囲とその性格を俯瞰的に考察するものとする。

第一章 「任務懈怠」の形成

第一節 旧商法における取締役の会社に対する責任の原因

旧商法において、取締役の会社に対する責任の原因が5つあった。すなわち、違法配当、財産上の利益供与、取締役に対する金銭の貸付け、利益相反取引および法令・定款違反である。

違法配当とは、旧商法 290 条 1 項の規定に違反する利益の配当に関する議案を総会に提出し、または旧商法 293 条の 5 第 3 項の規定に違反する金銭の分配をなすことをいう。旧商法 290 条が規定するのは、配当金額の決定方法であり、旧商法 293 条の 5 第 3 項に規定するのは、中間配当を行う場合の配当金額の決定方法である。これに違反する配当が無効であり、会社が株主に対して配当された金額の返還を請求することができるが、公開会社においては、返還請求をしてもその実効性が疑わしいので、取締役に対する直接的な弁済請求が認められるようになった。

財産上の利益供与とは、旧商法 295 条に違反して、会社が株主の権利行使に関して自己またはその子会社の計算において財産上の利益を供与したことである。この場合に、本来であれば、利益を受けた者は、会社またはその子会社に返還しなければならない。しかし、利益を受けた株主から会社が当該利益の返還を求めることが現実的に難しいことを考慮して、取締役に対して、供与した利益の額の支払いを請求することが認められるようになった。

取締役に対する金銭の貸付けに関しては、会社が特定の取締役に対して金銭を貸し付けることを指し、利益相反取引と同等の性格をもつと認識される。そこで、取締役会の承認を得ないで貸付けを行ったところ、貸付金の返済がなく会社に損害が生じた場合に、会社を代表する取締役は、会社に対して法令・定款違反にかかる責任を負い、取締役会の承認を得た上で貸付けを行ったとしても、会社に損害が生じれば、会社を代表する取締役は、会社に対して利益相反取引にかかる責任を負うと考えられる。そうであれば、取締役会の承認の有無にかかわらず、弁済がないことをもって、会社を代表する取締役の弁済なき額について賠償する責任が生ずる。

利益相反取引とは、取締役会の承認を得ているが、結果的に会社に損害が生じてしまったものを指す。この場合に、取締役は、会社の蒙る損害について賠償する責任を負う。

法令・定款違反は、もっとも範囲が広く、あらゆる法令・定款違反を含むと考えられる。取締役会の承認を得ないでなした利益相反取引も、法令違反に含まれる。この場合も、取締役は、会社の蒙る損害について賠償する責任を負うが、法令・定款違反につき悪意または重大な過失がないときはこの限りではない。

このように、旧商法のもとで、取締役の会社に対する責任原因が任務懈怠のひとつではなかった。

第二節 「任務懈怠」の形成

旧商法で「任務懈怠」の用語が使われなかったにもかかわらず、会社法で取締役の会社に対する責任原因が「任務懈怠」と規定したのは、昭和25年商法改正前の規定ぶりに準拠したものであると言われる¹⁾。そして、これを可能にするために一連の調整が行われた。

法制審議会会社法（現代化関係）部会において、手始めに行われたのは、任務懈怠責任を基軸に据えることである。その上で、違法配当にかかる責任、財産上の利益供与にかかる責任、取締役に対する金銭の貸付けにかかる責任、および利益相反取引にかかる責任が任務懈怠責任とどのような関係に立つか検討された。

会社法の制定に際して、課題となったのは、小規模・閉鎖的な企業の多数が株式会社の形態を選択していることに鑑み、株式会社に関する規律と有限会社に関する規律との一体化をはかることである²⁾。また、株式会社に関する規律を整理する際に、委員会等設置会社を規律する旧商法特例法とそれ以外の会社を規律する旧商法の整合性に気を配る必要があった。そこで、取締役の会社に対する責任を比較したところ、旧商法では、法令・定款違反にかかる責任が包括的な規定となっており、過失責任として解されており、旧商法特例法でも、任務懈怠責任が同等の性質を有する。これにより、法令・定款違反にかかる責任が任務懈怠責任と互換性を持ち、法令・定款違反にかかる責任を任務懈怠責任と言っても不都合がないと理解された。

任務懈怠責任を基軸に据えた上で、それまでに特別な責任として認識された違法配当にかかる責任、財産上の利益供与にかかる責任、取締役に対する金銭の貸付けにかかる責任および利益相反取引にかかる責任の、任務懈怠責任との関係性を通して、「任務懈怠」の範囲が定められた。

違法配当にかかる責任は、違法な利益配当・中間配当が本来無効であり、会社が株主に対して違法に配当または分配された額について不当利得として返還を請求することができる、実際上の困難にかんがみ、取締役が株主に代わって弁済することを特別に課したものである。そのため、この責任は、債権者保護に主眼を置いており、任務懈怠責任とは性質の異なるものとして考えられる³⁾。

1) 神田秀樹『会社法第十七版』弘文堂（2015）254頁。

2) 会社法（現代化関係）部会資料3第1頁。

3) 要綱試案の補足説明50頁。

任務懈怠責任と性質が異なるという意味において、財産上の利益供与にかかる責任も同様である。株主の権利行使に関する利益供与の禁止は、いわゆる「総会屋」への利益供与の根絶を目的としている。その強い反社会性ゆえに、利益供与を行った取締役については民事責任と刑事責任が同時に適用することになっている。財産上の利益供与にかかる責任は、民事責任を反映したものであり、財産上の利益を供与した本人については、従来の無過失責任が維持され、財産上の利益供与に関与した者については、過失責任が導入された。

取締役に対する金銭の貸付けにかかる責任は、取締役に対する金銭の貸付けが利益相反取引としての性格を有することを考慮して、実質的に利益相反取引にかかる責任として考えることができる。そこで、利益相反取引にかかる責任については、旧商法と旧商法特例法で規定の仕方が異なることが指摘される。旧商法では、利益相反取引が法令・定款違反とは別の責任原因であるのに対して、旧商法特例法では、利益相反取引にかかる責任が基軸として据えられている任務懈怠責任に対する例外的な取扱いを要するものである。旧商法特例法の規定する任務懈怠責任のもとで、取締役は、その任務を怠ったときは、委員会等設置会社に対して、これにより当該委員会等設置会社に生じた損害を賠償する義務を負う。そして、利益相反取引にかかる責任を負う、取締役会の承認を受けた利益相反取引を行った取締役および当該取引の承認決議に賛成した取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明しなければならない。このように、旧商法特例法における利益相反取引にかかる責任は、無過失の証明責任が転換された特別のものとして位置付けることができる。旧商法と旧商法特例法との整合性をはかり、法令・定款違反にかかる責任を任務懈怠責任に統合するとすれば、利益相反取引にかかる責任の位置づけを旧商法特例法のものに統合してもよいという考え方が生じた⁴⁾。

以上により、会社法では、違法配当にかかる責任や財産上の利益供与にかかる責任が別個独立の責任として確立したので、「任務懈怠」がもっぱら法令・定款違反と利益相反取引をいうと考えられる。

4) 要綱試案の補足説明54頁。

第二章 法令違反の性格

第一節 法令の範囲

「任務懈怠」は、旧商法における「法令・定款違反」を内包するので、法令の性格は、最終的に任務懈怠の性格に影響を与えると考ええる。

法令の範囲をめぐって従前より争いがある。法令・定款違反における「法令」とは、別段の定めを除き自己株式を取得するときに定時株主総会の決議が必要になる規定や、取締役が競業取引をなすときに取締役会に対して当該取引に関する重要な事実を開示しなければならない規定のような、法令の具体的な規定のみならず、取締役の一般的注意義務や忠実義務を定める規定をも含むと考えられた⁵⁾。この考え方の背後には、特別な規定に違反することで法令違反が形成されることがいうまでもないが、いわゆる監視義務違反をも取り込むためには、法令、定款違反の範囲を広くすべきということがあったようである⁶⁾。この考え方のもとで、法令・定款違反は、旧商法 266 条 1 号から 4 号が個別的な責任発生原因であるのに対して、包括規定として置かれている理解になる⁷⁾。

これに対して、法令・定款違反における「法令」には、善管注意義務や忠実義務といった一般的な規定が含まれないとする考え方がある。この考え方のもとで、取締役の会社に対する責任には一般責任と法定責任があり、旧商法 266 条が規定しているのは法定責任であり、一般義務違反として処理されるべきである、委任の規定に基づく善管注意義務違反ないし忠実義務違反と区別して考えるべきであると言われる⁸⁾。この考え方は、一部の初期の判例に従っているようである⁹⁾。

5) 大隅健一郎=今井宏『会社法論中巻〔第三版〕』有斐閣（1992）251頁。河本一郎『現代会社法<新訂第三版>』商事法務（1986）391頁。

6) 佐藤庸『取締役責任論』東京大学出版会（1972）170頁。田中誠二『三全訂会社法詳論（上巻）』勁草書房（1993）667頁。石井照久『会社法上巻（商法II）』勁草書房（1967）345頁。

7) 酒巻俊雄『取締役の責任と会社支配』成文堂（1967）21～22頁。

8) 旧商法 266 条 1 項から 5 項に相当する昭和 25 年改正商法 266 条 1 項 1 号から 5 号の規定が取締役の会社に対する法定責任を具体的に列挙したものであると理解すべきである。宗宮信次「株式会社重役の損害賠償責任」日本法学 24 巻 5 号（1958）2 頁、17 頁。

9) 昭和 25 年改正前商法第 177 条 2 項の「法令」は、会社の執行機関としてその仕事をする取締役が守るべき特別な具体的な法令（たとえば、株式会社の自己株式の取得に関する

このような議論がいつの間にか変容し、法令の基軸が善管注意義務や忠実義務のような一般的な規定となった。これに伴い、法令の範囲に関する議論が新たに構成された。ひとつは、いわゆる非限定説と言われるものであり、任務懈怠の範囲に制限を設けないものである。この考え方の下で、具体的な規定の遵守を怠る場合に限らず、取締役が会社に損害を与えるすべての場合において法令違反が成立する¹⁰⁾。このように解される理由は、法令違反にかかる責任には当然に取締役の故意または過失が要件として付されることになり、法令を広く解しても弊害がないことや、法令・定款の遵守が自然人にも会社にも等しく妥当する社会規範であり、会社であるがゆえに特に厳しい要求を課しているものではないので、会社が遵守することを求められる法令を限定的に解する必要がないことが言われる¹¹⁾。さらに、このような理解の方が株主の通常の合理的意思ないし期待に適っているとと言われることがある¹²⁾。

もうひとつの考え方は、会社や株主の利益保護を図る旧商法の規定と当該会社の取締役にとって公序となっている規定だけが法令の範囲に入ると解するものである¹³⁾。この考え方は、最高裁平成5年9月9日判決と東京地裁平成5年9月16日判決との比較を通して導き出されたようである。ふたつの判例は、いずれも法令違反による取締役の責任を取り扱うが、真逆の結論となった。前者の場合には、取締役が旧商法210条に定める自己株式の取得禁止に違反して、100%子会社をして第三者の保有する親会社の株式を取得させ、かつ、当該株式を取得価格より低い価格で親会社に売り渡させたことについて、最高裁は、その過程に生じる差損が親会社の

規定、利益配当に関する規定、公告に関する規定、財産目録・貸借対照表の差出しおよび備付けに関する規定、背任・横領に関する規定)に限るものであって、民法商法その他に見られるところの善良な管理者の注意を用いるべきであるとする旨の規定のような、一般的で抽象的な規定を含まない。東京控院昭和15年4月1日判決LED/DB判例ID 27570316。

10) 大隅=今井・前掲注5。上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫編『新版注釈会社法(6)株式会社の機関(2)』有斐閣(1987)274頁(近藤光男)。田中・前掲注6。江頭憲治郎『株式会社法第6版』有斐閣(2015)463頁。

11) 吉原和志「法令違反行為と取締役の責任」法学60巻1号(1996)31頁。

12) 神田・前掲注1・256頁注2。

13) 近藤光男「法令違反に基づく取締役の責任」『企業の健全性確保と取締役の責任』有斐閣(1997)287頁～288頁。

実質的に被る損害であるとして、取締役の責任を認めた¹⁴⁾。これに対して、東京地裁平成5年9月16日判決では、取締役が行った損失補てんをもってただちに独占禁止法19条に違反するということができず、会社と取引するように誘引することを目的としなければ法令の禁じる損失補てんではないとして取締役の責任が否定された¹⁵⁾。ふたつの判例の結論に影響を与えているのは、法の趣旨であると言われる¹⁶⁾。すなわち、法令には、違反することにより会社ではなく、その競争者が損害を蒙るが、刑事罰の対象になるわけではなく公序良俗にも反しない、独占禁止法19条のようなものと、違反すると会社や株主が損害を蒙る旧商法210条のようなものがある。独占禁止法19条を問題にする場合に、裁判所が法令違反を認定せず、旧商法210条違反を法令違反として認定するのは、裁判所は、会社とその株主を守ることを目的とする法令しか「法令」の範囲に含まないとしているからであると考えられる。

会社や株主の利益保護を直接狙った規定ではなく、その規定に違反したところで、必ずしも会社に財産的な損害が生じない場合であっても、取締役の会社に対する責任を認めるべき場合がある。すなわち、公の秩序に関する法規定に違反する場合である。たとえば、建設会社の取締役が官庁から仕事をもらうために官庁の役人に賄賂を贈るのは、刑法に違反するが、賄賂によって有利に公共工事を行うことができれば賄賂による会社の損害をカバーできるので、会社に財産的な損害が生じないかもしれない。しかし、公序に反することによって会社の社会的名声が損なわれ、世間から受けるイメージも悪くなり、会社に対する社会的な非難も少なくないと思われる。その意味で、取締役が公の秩序に関する法規定に違反するのは、そのことをもって直ちに任務懈怠としてよいかどうかは別として、取締役の会社に対する責任を根拠づけるものである。会社に生じた利益も、公序を守るという配慮から、損益相殺の対象から外すべきである。ただし、いかなる規定を公序に関するものとすべきかは、会社の業種によるべきであると言われる¹⁷⁾。

会社や株主の利益保護を図る旧商法の規定や当該会社の取締役にとって公序と

14) 最高裁平成5年9月9日判決D1-Law判例ID 25000054。

15) 東京地裁平成5年9月16日判決D1-Law判例ID 27816391。

16) 近藤・前掲注13・276頁。

17) 近藤・同上・287頁～288頁。

なっている規定だけを法令として解する以外に、法令を制限的に解するもうひとつの考え方がある。すなわち、法令とは、会社の財産の健全性を確保することを直接または間接の目的とするものを意味するということである。この考え方は、法令とは、取締役の会社に対する損害賠償責任を生じさせるべきものに限定すべきであるという考えや、民法 709 条の違法性を構成する際に個々の法令の保護法規性等の違反を含むべきかどうかとする議論を踏まえたもののようである¹⁸⁾。この考え方のもとで、忠実義務が要請する法令遵守の法令の範囲と旧商法 266 条 1 項 5 号に定める「法令」の範囲が必ずしも同じではない。前者には、現行のすべての法令が含まれるが、旧商法 266 条 1 項 5 号に定める「法令」が取締役の会社に対する損害賠償責任を生じさせるべき「法令」に限られるべきであり、その他の規定については個々の法令の保護法規性等を配慮して、その違反が民法 709 条の違法性を構成するかどうかを検討すべきであるという指摘がある。しかし、忠実義務違反で取締役の会社に対する責任が生じるとする一方で、忠実義務違反を構成する法令違反が取締役の会社に対する責任の原因となる法令違反よりも範囲が広いとしてしまうと、善管注意義務違反や忠実義務違反以外の法令違反の存在をめぐって混乱が生じる。

判例は、非限定説の立場を取る。証券会社の大口顧客が営業特金で被った大きな損失について当該証券会社が損失補てんを行ったことについて、当該証券会社の株主が会社の被った損害のために取締役の責任を追及した事件において、最高裁は、取締役を名宛人とし、取締役の受任者としての義務を一般的に定める旧商法 254 条 3 項（民法 644 条）、旧商法 254 条の 3 の規定（以下、あわせて「一般規定」という）およびこれを具体化する形で取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定が、旧商法 266 条にいう「法令」に含まれることが明らかであるが、さらに、旧商法その他の法令中の会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定もこれに含まれると解するのが相当であると判示する。会社が法令を遵守すべきことが当然であるところ、取締役が会社の業務執行を決定し、その執行に当たる立場にあることからすれば、会社をして法令に違反させることのないようにするため、その職務遂行に際して会社を名宛人とするような規定を

18) 森本滋『会社法〔第2版〕』有信堂高文社（1995）253頁。弥永真生『リーガルマインド会社法第14版』有斐閣（2015）231頁注155。

遵守することも、また、取締役の会社に対する職務上の義務に属するというべきだからである。取締役が当該義務に違反し、会社をして当該規定に違反させることとなる行為をしたときには、取締役の当該行為が一般規定の定める義務に違反することになるか否かをとうまでもなく、旧商法 266 条にいう法令に違反する行為に該当することになると解すべきである。これに照らして、独占禁止法 19 条に違反する行為が旧商法 266 条にいう法令に違反する行為に当たると解すべきであると最高裁が判示した¹⁹⁾。

このような議論は、会社法の制定によっても収束されなかった。具体的な法令の遵守義務と善管注意義務との関係性をめぐって、立案担当者の一人は、善管注意義務違反が法定義務の違反に過ぎないとし、任務懈怠がもっぱら法定義務の違反としての性質をもつと考えているようである²⁰⁾。また、別の立案担当者は、委任契約の違反こそ任務懈怠の性質であるが、民法 415 条を準用しないで会社法 423 条を置いたのは、取締役の任務には当事者の意思にかかわらず、法律上当然に生ずるものもあることを考慮して、取締役の任務懈怠が委任契約に違反する場合だけでなく、そのような法律上の任務に違反する場合にも生じることが考えられるからであると述べる²¹⁾。法律上の任務の違反の性格にもよるが、この考え方のもとで、任務懈怠には、委任契約以外の性格が競合していることになる。

以上により、法令の範囲に関する議論を次のようにまとめることができる。ひとつは、一般的な規定対具体的な規定の構図が成立するかどうかである。成立するとすれば、一般的な規定と具体的な規定との間に性格の異同があるかどうかの問題になる。これに対して、法令を一般的な規定や具体的な規定のように分けるのではなく、判例から帰納的に構成することを提唱する考え方がある。これらの考え方は、適切に分類することの難しさを伴い、実用性が乏しいが、具体的な規定が一般的な規定と性質が異なるか、具体的な規定に遵守する義務が一般義務と違うか、ひいては具体的な規定に違反する場合の法令違反の性格と一般的な規定に違反する場合の

19) 最高裁平成12年7月7日判決（野村証券損失補てん株主代表訴訟上告審判決）LEX/DB判例ID 28051547。

20) 葉玉匡美「取締役の任務懈怠責任（3）」ブログ「会社法であそぼ。」（2005）http://blog.livedoor.jp/masami_hadama/archives/2005-12.htmlを参照。

21) 相澤哲＝石井裕介「株主総会以外の機関（下）」商事法務1745号（2005年）23頁。

法令違反の性格が別であるかなどについて再考させられる点において意義があると考ええる。

第二節 一般的な規定の性格

一般的な規定として、善管注意義務に関する規定や忠実義務に関する規定がある。

会社法では、会社と取締役との関係が委任に関する規定に従うとしており、そのもとで、取締役が受任者として委任者である会社に対して善管注意義務を負う。会社法の規定を善管注意義務の根拠としてよいかどうかをめぐって、かつては、議論があったが、昭和 13 年商法改正により株主であることが必ずしも取締役の資格ではなくなり、昭和 25 年商法改正により株主であることが取締役の資格から完全に撤廃されてからは、会社法の規定により取締役と会社との間に委任契約があると擬制した上で、取締役が善管注意義務を負うと解されるようになった。

善管注意義務が要請しているのは、善良な管理者としての注意を尽くことであり、受任者の職業、地位、知識等において平均人が一般的に要求される注意を尽くすことである。ここにおける注意は、具体的な状況においてそれぞれの取引通念に従い相当と認められる程度でよいと考えられる。たとえば、被上告人が第二番抵当を設定された物件について、訴外 A がこれを移転し上告人に賃借し占有させたことにより、被上告人の抵当権の実行が上告人の占有権を奪ったとして、上告人が被上告人に対して損害賠償を請求した事例において、大審院は、不法行為の規定において過失の有無を定める注意の程度が明示されていないが、何人に対しても普通に注意を用いる人が事物の状況に応じて通常なすべき注意を要求するのが趣旨であり、その程度を超えた注意をもって責任を課すと解すべきではないと判示する。そのため、その程度に相当する注意を怠っていないところに、その程度を超えて一層周到な注意を尽くせば損害の発生を免れることができたとしても過失があるということができない。この事例において、被上告人が第二番抵当に入ったときに、訴外 A が抵当物件を変更し移動しないことを約しているのに、抵当権者として権利を行使できると被上告人が確信していても世間一般の取引観念に照らして相当の注意を怠ったことにより過失があったということができない。また、過失がない以上、被上告人

の抵当権を無効とする事もできない²²⁾。別の事例では、上告人が訴外 A に多額の負債があるところ、訴外 A から債権を譲り受けた被上告人が、上告人を家督相続から外す行為が財産隠匿行為であり、上告人の子になした家督相続が無効であることを主張するために被上告人の弁護士が訴えを提起したことに対して、大審院は、家督相続無効確認の訴えを提起する理由がないことを被上告人が知っており、または知りうるべきであったが、違法な行為を適当であると誤信してなした者が、誤信することについて過失がなければ、その違法な結果についても故意または過失がなく、不法行為責任を負わないと判示する。過失の有無は、通常、行為者の地位にある者が有すべき法律知識を標準とし、その種の行為をなすにつき取引上必要であるかどうかをもって判断すべきであるところ、被上告人の弁護士が提起した家督相続無効確認の訴えに理由がないことを被上告人の通常有すべき法律知識をもって直ちに判断することができず、弁護士の意見に基づいてそのような訴えができると信じ弁護士に訴えの提起を委任したに過ぎないので、被上告人に故意または過失の責任があるということができないと言われる²³⁾。ふたつの判例は、いずれも不法行為に関するものであるが、普通の人が通常用いる程度の注意を要請することを提示するものである。

善管注意義務とは別に、会社法は、取締役の忠実義務を規定する。すなわち、取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、会社のために忠実に職務を行う義務を負う。善管注意義務との関係において、忠実義務をどのように理解すべきかは、従前より議論のあるところである。

忠実義務が善管注意義務と同じ性質をもつとするものは、いわゆる同質説として認識される。この考え方は、最高裁判所昭和 45 年 6 月 24 日判決に反映される。当該判決のなかで、「商法二五四条ノ二の規定は、同法二五四条三項民法六四四条に定める善管義務を敷衍し、かつ一層明確にしたにとどまるのであつて、所論のように、通常の委任関係に伴う善管義務とは別個の、高度な義務を規定したものとは解することができない」²⁴⁾ことが判示された。この考え方に従えば、忠実義務は、善管注意義務と別個の義務内容を有するものではなく、善管注意義務を明確化・具体

22) 大審院明治44年11月1日判決D1-Law判例ID 27521519。

23) 大審院昭和16年3月26日判決D1-Law判例ID 27825346。

24) 最高裁昭和45年6月24日判決D1-Law判例ID 27000715。

化したものにすぎないので²⁵⁾、善管注意義務と同じく委任契約から生じたものとして考えることができる。

実際、同質説をとる論者は、取締役の善管注意義務と忠実義務が同じく取締役の受任者たる地位に由来すると考える。取締役は、会社法 330 条（旧商法 254 条）により、会社から委任を受けた受任者の地位にある。そのことにより、委任者が受任者の人格・識見などを信頼して委任し、受任者が委任関係から特に期待される誠実な受任者としての注意義務を負う。株式会社についていえば、取締役が会社（株主）から委ねられて会社の職務を執行し、会社財産についての権限を行使するが、当該会社財産が会社（株主）のために保有され、株主の利益の最大化のために使用されなければならないので、取締役がそのことを考慮して業務を執行しなければならない²⁶⁾。そのため、取締役が個人的利益のために会社の利益を犠牲にしないようにすることは、新たな義務を構成するものではなく、善良な管理者として会社の職務を執行する義務の一形態であると解することができる²⁷⁾。言い換えれば、忠実に職務を遂行するというのも善良な管理者の注意をもって職務を遂行するというのも、取締役が慎重かつ誠実に会社の業務を遂行すべきことを要求するものにほかならない。昭和 25 年改正により、取締役の権限を拡大すると同時にその責任をも強化したので、これと対応して取締役の一般的義務についてもとくにその明確化をはかったものと解すれば足りると言われる²⁸⁾。同質説で解する限り、善管注意義務や忠実義務を具体化する形で取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定に違反することも善管注意義務違反として解することができる。

同質説に対して、異質説の立場は、忠実義務が善管注意義務と異なり、独立の義務であると主張するものである。善管注意義務が善良な管理者の注意をもって職務

25) 取締役が取締役会の構成員として、また、代表取締役として、職務を行うときに、善良な管理者の注意義務を負うが、これを具体的に示せば、法令および定款の定め、ならびに総会の決議を守り会社のために忠実に職務を遂行する義務を負うことになる。鈴木竹雄『新版会社法全訂第五版』弘文堂（1995年）193頁。

26) 山口拓郎「取締役の善管注意義務・忠実義務〔上〕——経営判断の原則等——」商事法務1837号（2008年）32頁。

27) 落合誠一（編）『会社法コンメンタール8——機関（2）』商事法務（2009）52頁（近藤）。

28) 大隅＝今井・前掲10・165頁。

を遂行する義務であるのに対して、忠実義務とは、取締役が会社の業務を執行するにあたり、会社のために最も有利であるように、誠実に、自己の精力を無制限に尽くすこと、会社の利益と自己の利益とが抵触する場合には、会社の利益を優先的に考慮すること、および、その優越する地位を利用して会社の利益を犠牲にして自己または第三者の利益を得ないことを要請するものである²⁹⁾。このような義務は、善良な管理者として職務を執行する義務と同じものとして理解することができない³⁰⁾。昭和25年改正により、取締役の権限を拡大すると同時にその責任をも強化したからこそ、善管注意義務とは別の忠実義務が導入されたと考えられる³¹⁾。

異質説は、アメリカの州会社法の考え方に影響を受けるものである。アメリカの州会社法において、忠実義務は、fiduciary duty of loyalty として表記される³²⁾。すなわち、忠実義務は、信任関係 (fiduciary relationship) を前提とし、信任関係における受任者 (fiduciary) にしか課さない義務である。信任関係は、英米法に独特のものであり、受託者と受益者との間に、パートナーシップの出資者と出資者との間に、ジョイント・ベンチャーの出資者と出資者との間に、および代理人と本人との間に存在すると言われる³³⁾。このうち、取締役と会社またはその株主との間に存在する信任関係は、受託者と受益者との間の関係にもっとも近いと認識されてきた。

その理由は、まず、会社制度の成立ちに求めることができる。会社も信託も、誰かの用のために自己の財産を譲渡することにより当該財産がさまざまな物権的請求権や債権的請求権から隔離されるという共通の構図をもつ³⁴⁾。ユース法の適用と関係してユースから信託が新たに認識されるようになり、さらにそれを用いた設立証書会社 (deed of settlement company) が会社の発展において大きな役割を果たした³⁵⁾。したがって、取締役を引き受ける資金または財産の受託者として書かれるこ

29) 田中・前掲注10・631頁。

30) 落合・前掲注27 (近藤)。

31) 落合・同上 (近藤)。

32) たとえば、Stone v. Ritter, 911 A.2d 362, at 370 (Del., 2006)。

33) Harry G. Henn and John R. Alexander, Laws of Corporations, West, at 626 (1983)。

34) Maitland, Equity also the Forms of Action at Common Law, Cambridge University Press (1916), at 26。メイトランド【著】トラスト60・エクイティ研究会【訳】『エクイティ』有斐閣 (1991) 27頁～28頁。

35) L.C.B. Gower, the Principles of Modern Company Law, 2nd ed., Stevens (1957), at 32-33。

とが通常であり、裁判所もそのような取扱いをした³⁶⁾。

この考え方は、アメリカに伝わり、取締役の信任義務を扱う初期の判例では、取締役が厳密な意味において受託者でなくても、便宜上そのように認識することができることが判示された³⁷⁾。また、取締役に付与されるすべての権利が株主の利益のためにのみ行使することができるという意味で、取締役が確かに受託者と類似すると言われた³⁸⁾。ただし、受託者の信任義務が著しく厳格であるのに対して、取締役の信任義務をそのように解する必要がなく、good faith と fair dealing を提示できればよいとする³⁹⁾。

昭和 25 年の商法改正がアメリカの州会社法の影響を強く受けたものである以上、それにしたがって制度を解釈するのが自然であるとするのが異質説の考えである。この理由のほかに、取締役と会社との関係が委任であると規定する旧商法 254 条のすぐ後に 254 条の 3 として取締役の忠実義務の規定を置いたこと、および、忠実義務の義務内容の全部を善管注意義務で規制しようとは限らないことも主張される⁴⁰⁾。とりわけ、後者と関係して、忠実義務の具体的な内容を研究することにより、忠実義務が会社・取締役間の取引、取締役の報酬、取締役が会社となす競業、会社の機会の利用、秘密の利得、支配権の譲渡および株式の取引に関する問題の解釈に役に立つと言われる⁴¹⁾。現行の会社法において、忠実義務に関する規定を競業取引

36) L.S. Sealy, the Director as Trustee, 1967 Camb. L. J. 83, at 83. Available at http://heinonline.org/HOL/Page?handle=hein.journals/camlbj1967&div=11&g_sen=1&collection=journals. Charitable Corporation v. Sutton, 26 ER 642 (1742). <http://www.worldlii.org/int/cases/EngR/1742/114.pdf>を参照。

37) Bodell v. General Gas & Elec. Corp., 15 Del. Ch. 119, at 128-129 (1926).

38) A. A. Berle, Jr., Corporate Powers as Powers in Trust, 44 Harv. L. Rev. 1049 (1931), at 1049.

39) Harry G. Henn and John R. Alexander, Laws of Corporations, West (1983), at 626-627.

40) 田中・前掲注 29・634 頁。

41) 赤堀光子「取締役の忠実義務（一）」法学協会雑誌 85 巻 1 号（1968）5 頁。とりわけ、会社・取締役間の取引を規定する旧商法 265 条については、取引の種類を区別せず、すべての取引を同じように扱っており、取締役会の承認を欠く取引を無効とすることにより取引の安全が害され、この弊害を最小限に抑えるために適用範囲を狭く解さざるを得ないという問題を指摘できるが、同条の適用範囲外に陥る問題は、忠実義務の問題として対処することができると提言される。また、取締役が会社となす競業を規定する旧商法

や利益相反取引に関する規定の直前に置いている点からも、同様な指摘ができる⁴²⁾。

このように、善管注意義務と忠実義務の関係性については、同質説と異質説の対立がある。しかし、同質説と異質説の相違がそれほど深刻なものではないと考える。なぜなら、その対立がおそらく広義の善管注意義務を忠実義務の上に置くかどうかにより集約できるからである。広義の善管注意義務を忠実義務の上に置けば、忠実義務およびそれを具体化する形で設けられた個別規定が忠実義務を介して善管注意義務としての属性を有し、その限りにおいて広義の善管注意義務の一環であると直接に言っても差し支えない。広義の善管注意義務を置くかどうかで固有の忠実義務の性質が変わるものではないと考える。

第三節 法令遵守義務の性格

非限定説のもとで、法令は、善管注意義務や忠実義務のような一般的な規定や、これを具体化する形で取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定のほか、会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定がある。善管注意義務や忠実義務、およびこれを具体化する形で取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定は、取締役と会社との委任関係ないし信任関係により要されるが、それ以外の規定に遵守する義務がどのような性格を有するかが問題となる。この問題は、法令遵守義務の性格として捉えられると考える。

善管注意義務と忠実義務が異質であるという前提で議論を進めると、忠実義務に

264条については、適用範囲を狭く解する必要がないので、あまり問題にならないが、忠実義務を認める以上、旧商法264条によっても旧商法265条によっても結果が変わらないと指摘される。赤堀光子「取締役の忠実義務（四・完）」法学協会雑誌85巻4号（1968）546頁。最後に、取締役の報酬を規定する旧商法269条については、規制の対象となる報酬の範囲を必要以上に広く解釈し、株主総会で報酬額を決定し、報酬の相当性を問題にすることが妥当ではないと主張される。赤堀・同上549頁～552頁。このように、忠実義務に関する一般的な規定を旧商法254条の2で設け、忠実義務に関する個別的な規定をそれぞれ旧商法264条、265条および269条で設けていると解すれば、それぞれの個別規定の適用範囲を広く解釈する必要がなく、個別規定で対処できない場合に一般規定により対処することができると言われる。赤堀・同上553頁。

42) 落合・前掲注31・54頁（近藤）。

は、「法令…を遵守し」とする文言があるので、法令遵守義務が忠実義務の性格をもつものとして考えられる。ここにおける法令については、旧商法のもとでは、旧商法 266 条 1 項 5 号に定める「法令」の範囲との兼ね合い⁴³⁾や善管注意義務との関係を考慮する必要があった。会社法のもとでは、文言の変更により前者の必要がなくなったが、後者を依然として考慮する必要がある。そうすると、会社法 355 条における「法令」は、忠実義務やそれを具体化する形での個別規定に加えて、性格上善管注意義務または忠実義務に明確に分けられないような具体的な規定を含むと解することができる。そして、その限りにおいて、具体的な規定に遵守する義務は、法定の義務ではなく、取締役と会社との契約関係から生じるものである。なぜなら、具体的な規定に違反する場合に、取締役は、会社に対する責任を追及されるが、当該責任は、一取締役が取締役として業務を執行し、または取締役会の一構成員として会社の業務執行を決定し、ほかの取締役の職務執行を監督し、もしくは代表取締役を選定し解職するときにおける法令違反を問題にする。そうであれば、具体的な規定に遵守する義務が取締役と会社との間の契約関係から生じているということができる。

これに対して、忠実義務が善管注意義務に敷衍し、広義の善管注意義務があると考えれば、法令遵守義務が善管注意義務の性格をもつと解せなくもない。この場合に、忠実義務という真ん中のクッションを見えないようにしているだけで、なくすわけではない。

第三章 監視義務違反の性格

旧商法のもとでも、会社法になってからも、法令違反の典型的な例となるのは、取締役の監視義務違反である。法令違反が狭義の善管注意義務違反と忠実義務違反に分かれるとすれば、監視義務違反もいずれかの性格を有し、または両方の性格を

43) 会社法 355 条における「法令」は、現行のすべての法令を含み、旧商法 266 条 1 項 5 号に定める「法令」は、取締役の会社に対する損害賠償責任を生じさせるべき「法令」に限られるべきであり、その他の規定については個々の法令の保護法規性等を配慮して、その違反が民法 709 条の違法性を構成するかどうかを検討すべきであるという指摘がある。森本・前掲注 18。弥永・前掲注 18。

有すると考えられる。

第一節 監視義務の認識

取締役の監視義務に対する認識は、明治時代にさかのぼる。大審院判決のひとつとして、上告人が取締役として担当する銀行の支店の支配人が長年にわたり銀行の金員を費消し銀行に損害を生じさせたことにつき、取締役が善良な管理者の注意をもってその部下として使用する支配人の事務取扱を監督する義務を負い、その監督に行き届かないところがあるために支配人が会社の金員を消費したときにそれを賠償する責任を負うと判示したものがある⁴⁴⁾。

それ以降、取締役の監視義務は、判例を中心に充実される。その過程において、盛んに議論されたのが監視義務の範囲である。昭和25年商法改正により、会社の業務執行に関する意思決定を行う機関として取締役会と業務執行そのものを担当する機関として代表取締役が創設され、昭和56年商法改正により、取締役会の監督義務が法定されたので、取締役の監視義務がどこまで及ぶかが問題になった。

判例としては、株式会社の取締役会が会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする職務を有するものと解すべきであるとすることがあったが⁴⁵⁾、学説のなかでは、取締役会に上程された事項に関してのみ取締役が監視義務を負うと考えるものもあった⁴⁶⁾。しかし、昭和56年の商法改正において、取締役会の監督権限が法文で認められるようになると、取締役の監視義務の対象が自己と同じ取締役会の構成員または自己の関与する業務執行ラインの下位にいる者として解され、監視義務の範囲が取締役会の上程事項に限らず、業務執行全般にわたると解されるようになった。

44) 大審院明治41年2月3日判決法律彙報第19巻139頁～140頁D1-Law判例ID 27521180。

45) 最高裁昭和48年5月22日第3小法廷判決D1-Law判例ID 27000494。

46) 田中耕太郎〔編〕『株式会社法講座第三巻』有斐閣（1956）1121頁「取締役の責任」（大阪谷公雄）。

取締役の監視義務は、大きく分けて、ふたつの場面で問題になると考える。ひとつは、会社全体としての違法行為がなく、代表取締役などの悪い経営判断により会社に損害が生じる場面である。判例のなかでは、会社の営業規模等に照らして相当な借入金を資金として行った株式投資について会社に損害を生じた場合に、取締役の監視義務違反が問われたものがある⁴⁷⁾。もうひとつは、代表取締役、ほかの取締役、または従業員が違法な行為に従事したことで会社に損害が生じる場面である。たとえば、更生手続に入る前に会社が粉飾決算を行った事例において⁴⁸⁾、または、会社が裏金について税務当局の追徴課税を受けた事例において⁴⁹⁾、取締役の監視義務違反が問われた。違法行為がないところで会社に損害が生じる場面に対して、違法行為により会社に損害が生じる場面については、次第に特別の義務、すなわち、内部統制システムの構築・維持義務をもって対処するようになる。

47) 東京地裁平成5年9月21日判決は、株式会社の取締役会は、会社の業務執行を決し、取締役の職務執行を監督する権限を有するから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて会社の業務執行が適正に行われるようにすべき職責を負うと判示する。東京地裁平成5年9月21日判決D1-Law判例ID 25000056。

48) 東京地裁昭和54年7月25日判決は、取締役には、取締役会の構成員として、代表取締役の業務執行一般を監視する義務があると判示する。また、会社の取締役に対する貸付金については、本店に備え置くべき計算書類の付属明細書に詳細な記載をすべきものとされているため、取締役に対する金銭の貸付の有無およびその額などについては、当該付属明細書を調査、検討すれば容易に把握することができる。このような義務を有する取締役は、計算書類をもとより、当該付属明細書を十分に精査検討し、会社の業務および財産の状況を把握すべきことが当然であるから、取締役が代表取締役の業務執行に対する監視・監督を厳にし、当該計算書類・付属明細書および会計帳簿等を精査するなどして、違法貸付を未然に防止すべき職務上の義務があったというべきであると言われる。東京地裁昭和54年7月25日判決D1-Law判例ID 27411890。

49) 東京地裁平成11年3月4日判決において、取締役は、会社から委任を受けた者として、善良なる管理者の注意をもって事務を処理すべきであるとともに、会社および全株主の信任に応えるべく会社および全株主にとって最も有利となるように業務の遂行に当たるべきであり、もちろん法令、定款および総会の決議を遵守しなければならないと判示される。その上で、取締役が会社に対して負うこれらの善管注意義務または忠実義務として、従業員の違法・不当な行為を発見し、あるいはこれを未然に防止することなど従業員に対する指導監督についての注意義務も含まれると解すべきであると言われる。東京地裁平成11年3月4日判決D1-Law判例ID 28050342。

第二節 内部統制システム構築維持義務の台頭

判例の蓄積により、取締役の監視義務の内容がさらに充実される。そして、会社全体としての違法行為がなく、代表取締役などの悪い経営判断により会社に損害が生じ、取締役の監視義務が問題になった場合と、そうでない場合がはっきり分かれるようになる。そのきっかけを作ったのが、大阪地裁平成12年7月7日判決である。

大阪地裁平成12年7月7日判決は、次のようなものである。大和銀行ニューヨーク支店の従業員のひとり、昭和59年から平成7年までの間、無断かつ簿外で米国財務省証券の取引（以下「無断取引」という）を行って約11億ドルの損失を出し、さらに、それを隠蔽するために、無断かつ簿外で顧客と大和銀行所有の米国財務省証券の売却（以下「無断売却」という）を行い、大和銀行に約11億ドルの損害を与えた。また、大和銀行は、無断取引により約11億ドルの損害が発生していたことを米国当局に隠匿していた等として刑事訴追を受け、罰金として3億4000万ドルを支払った。これを受けて、大和銀行の株主は、当時、代表取締役であった者とニューヨーク支店長の地位にあった取締役に対して、行員による不正行為を防止するとともに、損失の拡大を最小限にとどめるための管理体制（以下「内部統制システム」という）を構築すべき善管注意義務および忠実義務があったのにこれを怠り、そのほかの取締役に対して、当該代表取締役等が内部統制システムを構築しているか監視する善管注意義務または忠実義務があったのにこれを怠ったことにより、無断取引と無断売却を防止できなかったとして、大和銀行の被った損害を賠償するように求めた。同時に、当時、代表取締役であった者とニューヨーク支店長の地位にあった取締役に対して、米国において営業する際に、同国の法令を遵守するという善管注意義務および忠実義務に違反し、その他の取締役に対して、当該代表取締役等が米国の法令を遵守しているか監視する善管注意義務または忠実義務違反があったのにこれを怠ったことにより、当該代表取締役等の行為を防止することができなかったとして、大和銀行の被った損害に賠償するように請求した。

これについて、大阪地裁は、健全な会社経営を行うためには、リスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要することを提示する。また、取締役会が重要な業務執行を決定するから、会社経営の根幹にかかわるリスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要すると指摘する。その上で、当該大綱を踏まえ、担当

する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定する職務を、業務執行を担当する代表取締役および業務担当取締役が負うと判示する。この意味において、取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役または業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役および業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務および忠実義務の内容をなすといわれる⁵⁰⁾。

大阪地裁平成12年9月20日判決以降、リスク管理体制の構築と維持で取締役の監視義務の懈怠の有無が判断されるようになる。たとえば、東京地裁平成13年1月18日判決でも管理体制が一応できていることを理由として取締役の監視義務の懈怠に基づく責任が否定された。東京地裁平成13年1月18日判決は、株式会社ヤクルト本社の取締役副社長がデリバティブ取引に失敗して会社に1057億円の損害を与えた事件に関するものである。これについて、東京地裁は、本件デリバティブ取引による損失が683億円という巨額なものであり、ヤクルト本社の事業規模・財務内容を考慮しても、このデリバティブ取引が極めて大きな危険があり、このような取引の性質にかんがみれば、その取引開始の逃避についてはもちろんのこと、取引開始後のリスク管理、取引経過・損益状況の監視等、企業の財務に過大な負担が生じないよう取引に対する慎重な意思決定ならびに監視・監督が必要であると判示する。これに照らして、ヤクルト本社において、デリバティブ取引の状況や損失の発生に応じて一応の管理体制がとられているということができ、デリバティブ取引による損失の発生を結果的に防止できなかったからといって、取締役の業務監視義務違反を問うことができないと言われた。

また、大阪地裁平成12年7月7日判決は、立法にも大きな影響を与える。平成17年に制定された会社法は、取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を取締役会の専決事項とする（会社法362条）。会社法が定めるのはいわゆる法令遵守体制であり、具体的には、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制、損失の危険の管理に関する規定その他の体制、取締役の職務執行が

50) 大阪地裁平成12年9月20日判決D1-Law判例ID 28052152。

効率的に行われることを確保するための体制、使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、および、当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を指す（会社法施行規則100条）。会社法に引き続き、平成18年に金融商品取引法が成立し、発行者が内部統制報告書を提出することを義務づけられる（金商法24条の4の4）。金融商品取引法の定める内部統制は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するためのものである⁵¹⁾。

これにより、情報の保存および管理、損失リスクの管理、職務の効率的な執行、職務執行における法令・定款の遵守で問題が生じると、法令遵守体制の構築または維持に懈怠があると言われ、粉飾決算や虚偽記載が生じる場合に金融商品取引法の定める内部統制に懈怠があると言われるようになった。

第三節 監視義務違反の性格

社内での違法行為により会社に損害が生じる場合にも、社内で違法行為がないにもかかわらず会社に損害が生じる場合にも、取締役の監視義務違反が問われる可能性がある。しかし、ふたつの違反の性格が異なると考える。社内で違法行為がなければ、当然に法令遵守の問題にならない。このような場合に問われる取締役の監視義務違反は、善管注意義務違反としての性格をもつ。これに対して、社内で違法行為がある場合に問われる取締役の監視義務違反の性格は、必ずしも自明ではない。

社内で違法行為がある場合に問われるのは、取締役の内部統制システム構築維持義務違反であると考えられる。内部統制の重要性を強調し始めたのは、アメリカである。大阪地裁平成12年7月7日判決の当時、内部統制の構築維持についてアメリカでダイナミックな動きがあった。まず、1992年にトレッドウェイ委員会組織委員会（以下「COSO」という）が「内部統制の総合的枠組み」を公表した⁵²⁾。また、

51) 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H19/H19F10001000062.html>を参照。

52) COSOは、最初に内部統制システムには3つの目的と5つの構成要素があると提示する。3つの目的とは、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性および関連法規の遵守である。5つの構成要素とは、統制環境、リスクの評価、統制活動、情報と伝達および監視活動である。<http://www.coso.org/documents/Internal%20Control-Integrated%20Framework.pdf>を参照。鳥羽至英＝八田進二＝高田敏文（訳）『内部統制の統合的枠組み』

2002年に上場企業会計改革および投資家保護法（以下「SOX法」という）が成立したことにより、経営陣が内部統制を評価することが義務付けられた⁵³⁾。両者に共通するのは、法遵守性の向上への期待である。そもそも、アメリカで内部統制が言われるようになったのは、ウォーターゲート事件により多くの会社の会計不正が露呈したからであり⁵⁴⁾、そこで、会計に関する法令遵守の統制を提唱することにより、投資家による財務諸表への信頼を高め、もって証券市場の安定をはかることができると考えられたからである。その意味で、COSOは、法令の範囲を会計に関するものから広げ、SOX法は、エンロン事件によって失われた投資家の証券市場への信頼を取り戻すために、会計に関する法令遵守の統制を強化したものとして理解することができる。一言で言えば、内部統制システムは、法令遵守のためにある。

そして、内部統制システムの構築維持義務に遵守しないという監視義務違反は、忠実義務違反であるというべきである。取締役が善良な管理者の注意をもって職務にあたることを要請するのが善管注意義務であるので、取締役が内部統制システムを構築し維持することにおいて善良な管理者の注意を尽くしたことをもって善管注意義務を履行したということが出来るが、内部統制システムの構築維持そのものが法令遵守の一環であり、忠実義務としての性格を有する。また、内部統制システムの構築維持義務が会社法の特別に規定したものであると解しても、この規定が具体的な法令に該当し、これを履行することが忠実義務の範囲に入る。

第四章 利益相反取引の性格

理論編』白桃書房（1996）4頁～7頁。次いで、COSOは、内部統制システムには4つの目的と8つの構成要素があると提示した。すなわち、目的としては、事業体のミッションと連動しそれを支えるハイレベルな目標を掲げるという戦略の視点が追加され、構成要素としては、目的の設定、事象の識別、リスクへの対応およびモニタリングが追加された。http://www.coso.org/documents/COSO_ERM_ExecutiveSummary_Japanese.pdfを参照。

53) 404条のもとで、発行者は、財務報告に関する内部統制の構造および手続の範囲および適切さにおいて年次報告において情報を公開するように要請される。この内容は、同時に内部統制や手続の有効性を評価するものでもあるべきである。また、登録会計事務所は、当該評価について証明し報告するものである。107 P.L. 204, § 404.

54) 柿崎環『内部統制の法的研究』日本評論社（2005）30頁。

会社法における任務懈怠は、法令違反だけでなく、利益相反取引をも範囲とする。法令違反と同様の議論が利益相反取引にも妥当する。

第一節 利益相反取引の範囲

第一款 直接取引

利益相反取引には、直接取引と言われる、取締役が自己または第三者のために会社とする取引と、間接取引と言われる、会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において会社と当該取締役との利益が相反する取引がある。このうち、直接取引では、問題になる取引が取締役自己または第三者のために行われていることが要求される。

構造上、直接取引として考えられる類型は、4つある。すなわち、甲社を代表する取締役 A が自己のために甲社とする取引、甲社を代表する取締役 A が第三者のために甲社とする取引、甲社を代表しない取締役 A が自己のために甲社とする取引、甲社を代表しない取締役 A が第三者のために甲社とする取引である。甲社を代表しない取締役による取引も問題になりうるのは、取締役間で結託のおそれがあるからであるという指摘がある⁵⁵⁾。

構造上に利益相反がある場合に加えて、会社が取締役を受取人として手形を振り出すのは、直接取引である。取締役個人またはその取締役によって代表され代理される第三者を所持人または手形署名者とする為替手形を会社が引き受けることが直接取引として判示される⁵⁶⁾。同一人がふたつの会社の代表取締役を兼ねている場合、ほかの者が一方の会社を代表してもう一方の会社に対して手形を振り出す行為も自己取引に該当すると言われる⁵⁷⁾。

このほか、取締役が全株式を保有する会社が、当該取締役が代表取締役である別の会社と行う取引において、取締役が全株式を保有する会社の代表者が別にあっても、当該会社の営業上の損益から来る経済上の結果がそのまま株主である取締役個

55) 江頭・前掲注10・439頁。

56) 大阪高裁昭和37年10月31日判決D1-Law判例ID 27410788。大阪高裁昭和37年11月30日判決D1-Law判例ID 27410797、大阪高裁昭和45年8月29日判決D1-Law判例ID 27411331も同旨である。

57) 東京地裁昭和43年6月10日判決D1-Law判例ID 21028091。東京高裁昭和45年9月22日判決D1-Law判例ID 21034161がこれを認容する。

人に直結する関係にあるので、取締役が自己の計算において取引をしたと評価することができ、自己取引に該当すると判示されたことがある⁵⁸⁾。また、代表取締役が同一人である譲渡会社と譲受会社との間の売買契約について、譲渡会社と譲受会社との株主構成が近似し、設立の経緯からも両社が実質的に親子会社として同視されるべき関係にある場合に、両社間に実質的に利益相反の余地がないと言えないから自己取引にあたると判示されたことがある⁵⁹⁾。

直接取引に「自己または第三者のために」という要件がつく。ここにおける「ために」は、競業取引と同様に、自己または第三者の「計算において」として捉えられるべきであると言われる⁶⁰⁾。自己のためにした直接取引については、帰責事由のないことをもって取締役の責任が免除されないとする規定があり、それとの兼ね合いで「計算において」と解した方が、意味が通じやすいからである。

第二款 間接取引

会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において会社と当該取締役との利益が相反する取引が間接取引である（会社法 356 条 1 項 3 号）。会社が第三者に対して取締役の債務を保証することがここで例示されているが、会社が取締役の債務を引き受けることおよび取締役の債務について会社が担保を提供することも間接取引に該当するとされる⁶¹⁾。

間接取引は、取締役が自己または第三者のために取引をなしたことを求めず、取締役が利益を得たことによって会社が不利益を被っていれば足りる。

会社から代表取締役に手形を裏書譲渡することが保証の目的で行われる場合に間接取引に当たるとされ⁶²⁾、取締役個人がほかより金員を借り受け、その債務の履行確保のために手形の振出裏書等をなすにあたり、その消費貸借または手形行為に基づく取締役個人の債務につき会社が連帯保証をするのは、間接取引にあたると判示される⁶³⁾。この場合に、取締役個人が第三者を通じて会社と取引をしているが、取締役個人が会社の与信行為によって金融を得ているので会社自体より金融を受ける

58) 名古屋地裁昭和58年2月18日判決D1-Law判例ID 27412178。

59) 東京地裁平成7年9月20日判決D1-Law判例ID 28011118。

60) 落合・前掲注42・81頁（北村）。

61) 落合・同上82頁（北村）。

62) 東京地裁昭和30年7月19日判決D1-Law判例ID 27410268。

63) 名古屋高裁昭和31年11月15日判決D1-Law判例ID 27410359。

ものと同視することができる。

取締役だけでなく、会社が当該取締役の家族の債務を保証したり、引き受けたり、または当該債務について担保を提供したりするのも間接取引として認識される。代表取締役がその妻の債務につき個人として連帯保証した上で、会社を連帯保証債務者とするのは利益相反取引にあたると判示されたことがある⁶⁴⁾。

厳密な意味で間接取引の構造を採っておらず、または、間接取引の構造をとっていても、会社が不利益を被らなければ間接取引として認識されない。たとえば、代表取締役が同じである会社のうち、ひとつの会社がもうひとつの会社と緊密な関係にある会社の債務につき保証契約を締結するのは、もうひとつの会社およびそれと緊密な関係にある会社の独立性を無視してこれを実質上一体視することを相当とするような事情がなければ、利益相反取引に該当しないと判示されたことがある⁶⁵⁾。また、取締役個人の債務につき、その債権者である組合と連帯保証契約を締結することが一般的に利益相反取引にあたるとあるが、会社が自己の運営資金にあてるために当該組合から金員を借り受けようとしたところ、組合員でないため借主としての資格を欠き、そのため借主を組合員である取締役個人の名義を使い、連帯保証人として会社の名義を使うとする方策を取るに至ったと認められる場合に、当該連帯保証契約の締結が利益相反取引に該当しない⁶⁶⁾。

第三款 実質的な利益相反取引の判断基準

直接取引や間接取引のような形式的な分類に対して、実質的な分類を試みる考え方があり。実質的な分類にはふたつの判断基準がある。ひとつは、公正さに基づく利益相反取引の判断である。このような分類は、取引の内容に焦点をあてるものである。もうひとつは、取引の主体に注目するものである。

取引の公正さを基に利益相反取引を判断する判例が古くから存在し⁶⁷⁾、近時増加

64) 千葉地裁昭和47年3月29日判決D1-Law判例ID 27411439、東京高裁昭和48年4月26日判決D1-Law判例ID 27411516がこの考え方を支持する。

65) 東京高裁昭和51年7月29日判決D1-Law判例ID 27411704。

66) 大阪高裁昭和43年12月23日判決D1-Law判例ID 27411210。

67) 大審院大正9年2月20日判決D1-Law判例ID 27523007。会社法365条が規制するのは、取引の文言が会社と取締役との間の利害関係の衝突を生じるものである。法律上すでに確定した目的物件の給付をする債務履行のような取引は、何の弊害も生まないため利益相反取引に該当しない。

する傾向にある⁶⁸⁾。たとえば、取締役の会社に対する無利息・無担保の貸付けであるにもかかわらず、会社の利益にこそなれ不利益になることがないとして旧商法265条の適用を認めないとする最高裁昭和38年12月6日判決がある⁶⁹⁾。また、取締役と会社との間で土地売買契約を結んだが、当該取締役が会社の全株式を所有し、会社の営業が実質的にその取締役の個人営業にすぎないので、当該契約が実質的な利益相反取引ではなく、取締役会の承認が必要ではないと判示する最高裁昭和45年8月20日判決がある⁷⁰⁾。

取引の内容に対して取引の主体を重視して利益相反取引の存在を判断すべきであると指摘する考え方がある⁷¹⁾。この考え方のもとで、利益相反行為になりうるふたつの類型が提示される。ひとつは、複数の会社間の取引であり、一方の会社が他方の一人子会社またはそれに近い場合である。ここにおいて想定されるのは、親会社とその一人子会社との間の取引に近いものである。このような取引は、形の上では取締役の会社との間に利益相反取引があるように見えても、親会社とその一人子会社との間に利益衝突がないから実質的にそうではないと言われる⁷²⁾。もうひとつは、自分が一人株主となっている別の会社を取締役が利用して利益相反取引をさせるものである。このタイプの取引は、取締役が別の会社の一人株主ではないが大株主である場合を含むと考えられる⁷³⁾。このような取引は、とりわけ、取締役が別の会社の

68) 那覇地裁平成12年5月10日判決D1-Law判例ID 28072073。AとBがX社の共同代表であるが、Aが同時にY社の代表取締役であり、BがY社の取締役であるところ、X社とY社との間の取引が本来利益相反取引に該当するが、X社とY社が設立当時からソフト開発について緊密に連携し、本社とソフト開発担当支社のような関係になったと認められる。また、X社がY社とコンピューターソフトウェア使用許諾契約を締結するまでに、X社が3年間無償でソフト開発を行った。その間に、Y社の取締役会において、A、Bを含む三人の取締役でソフトの開発目標、スケジュールおよび進捗状況の検討、具体的な改善項目に関する協議を行った。これにより、X社とY社との間の契約締結についてY社の取締役会の承認が実質的であったと認められる。

69) 最高裁昭和38年12月6日判決D1-Law判例ID 27001966。

70) 最高裁昭和45年8月20日判決D1-Law判例ID 27000695。

71) 龍田節「一人会社と利益相反取引」『上柳克郎先生還暦記念 商事法の解釈と展望』有斐閣（1984）278頁。前田雅弘「取締役の自己取引——商法二六五条の適用範囲の再検討」『企業の健全性確保と取締役の責任』有斐閣（1997）302頁。

72) 龍田・同上277頁。

73) 龍田・同上267頁。

大株主である場合には、形の上では取締役と会社との間に利益相反取引があるように見えないが、実質的には旧商法 264 条と 265 条を潜脱する行為に該当し、取締役個人の利益相反取引と見なければならぬと言われる⁷⁴⁾。このように、取引の主体を基準とすることは、会社の株主構成に焦点をあてることである⁷⁵⁾。

第四款 承認決議への賛成

利益相反取引を直接行った取締役や会社が当該取引をすることを決定した取締役のほかに、会社法は、当該取引に関する取締役会の承認決議に賛成した取締役についても任務懈怠を推定する。

ここにおいて、まずは、賛成の定義が問題になる。旧商法のもとでは、取締役の会社に対する責任を生じる行為が取締役会の決議に基づいてなされたときに、その決議に賛成した取締役がその行為をなした者としてみなされ、当該決議に参加した取締役にして議事録に異議に留めなかった者がその決議に賛成した者として推定される。会社法では、議事録に異議を留めない者に関する任務懈怠の推定規定がないが、旧商法の考え方を維持してよいと考える。

また、利益相反取引に関する取締役会の承認決議に賛成した取締役について推定されるのは、利益相反取引をなしたことなく、任務懈怠である。任務懈怠には複数の性格が競合していることが前述の通りなので、会社法のもとでは、利益相反取引に関する取締役会の承認決議に賛成したからといって、直ちに忠実義務に反したとは言えない。しかし、利益相反取引に賛成することを忠実義務違反として考えられる場合がある。代表取締役が第三者のために直接取引を行うことを承認したほかの取締役の責任が争われたところ、利益相反取引を承認する二人の取締役について代表取締役と同じように両社を兼任していることが認められる上で、正常価格が 11 億 5361 万円を下回ることがない土地を 4 億 8000 万円で、当該二人が取締役を務める別の会社に譲渡したことが認められ、当該二人の責任が認められた判例がある⁷⁶⁾。同じく、代表取締役が第三者のために直接取引を行うことを承認したほかの

74) 龍田・同上276頁～277頁。

75) 龍田・同上277頁～278頁。

76) 大阪地裁平成12年6月21日判決D1-Law判例ID 28061142。ここでは、甲会社と乙会社の兼任代表取締役が、両社の取締役会の承認を得た上で、甲会社の土地を乙会社へ低廉な代金で売却した。

取締役の責任が争われたところ、利益相反取引を承認する二人の取締役の兼任が認められるだけでなく、一方の会社の財産を著しく安価な金額でもう一方の会社に譲渡したのは、当該二人が当該代表取締役の身内であり、終始当該代表取締役に同調していたことによることが認められ、賛成した二人の責任が認められた判例がある⁷⁷⁾。このように、取締役は、利益相反取引に従事していなくても、自己の利益を顧みて、または利益相反取引を行う者に遠慮して取締役会の承認決議に賛成することがある。このような場合は、単純な思い違いで賛成することによって構成される任務懈怠との間に性格上の相違があると考えられる。

第二節 開示や承認の意義

会社法は、利益相反取引を規定した上で、取締役が取締役会において当該取引につき重要な事実を開示し、取締役会の承認を受けなければならないとする。

開示や承認が必要とされるのは、会社の利益を守るためである。利益相反取引には取締役が会社の利益を犠牲にして自己の利益を優先する危険性が内在しており、当該取引に関する重要な事実を開示させた上で、株主総会ないし取締役会の承認決議に通すことによって、株主総会ないし取締役会の監査権が適正に機能し、取引の公正さを高めることができると考えられるからである⁷⁸⁾。そのため、開示および承認を欠く競業取引または利益相反取引は、古くは、絶対的に無効であると考えられたが、いまでは、取引の安全を重視して、第三者が悪意であることを会社が証明できなければ取引の無効を主張することができないとする考え方が、通説となっている⁷⁹⁾。

また、旧商法のもとで、利益相反取引にかかる責任と法令・定款違反にかかる責任が分かれており、開示および承認を行わないでなした利益相反取引については法令・定款違反にかかる責任が発生し、開示および承認を行った上でなした利益相反取引には利益相反取引にかかる責任が発生すると考えられていた。その意味において、開示および承認は、取締役の会社に対する責任の発生に一定の影響を与えてい

77) 神戸地裁尼崎支部平成7年11月17日判決D1-Law判例ID 28010296。

78) 竹内昭夫「判批」法学協会雑誌89巻2号（1972）91頁。

79) 大隅＝今井・前掲注28・244頁～245頁、鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法〔新版〕』有斐閣（1987）267頁。

た。これに対して、会社法のもとでは、利益相反取引によって会社が損害を蒙る場合に取締役の任務懈怠が推定されるとあるだけで、開示および承認の有無が責任に必ずしも影響を及ぼすものではないと考えられる。しかし、取締役は、自己のためにした直接取引については任務懈怠の推定を覆すことにより責任を免れ、それ以外の利益相反取引については任務懈怠の推定を覆し、またはそのような取引につき悪意または重大な過失がないことをもって責任を免れることができる。そうであれば、開示および承認は、取引の公正さを確保するために設けられているので、任務懈怠の推定の反証にも善意・無重過失の立証にも有力であると予想される。取引が公正であることをもって責任の発生を妨害できるとするのは、会社法のもとでの開示および承認の意義であるということができる。

第三節 利益相反取引の性格

利益相反取引には、直接取引と間接取引があり、いずれにおいても、取締役自身の利益と会社のそれが衝突することが特徴となる。直接取引は、取締役の利益が直接会社のそれと衝突するような取引であり、間接取引は、表向きには会社と第三者の取引であるが、その取引によって取締役が利益を受け会社が不利益を被るようなものである。これをもとに利益相反取引による任務懈怠の性格を検討する。

旧商法のもとで、利益相反取引にかかる責任が生じるのは、取締役が重要な事実を開示して会社の承認を得た上でなした利益相反取引により会社が損害を被った場合である。ここにおいて、利益相反取引にかかる責任が結果責任として考えられており⁸⁰⁾、利益相反取引が契約に由来する善管注意義務または忠実義務の違反を構成するかどうかの問題にならない。もっとも、利益相反取引にかかる責任を結果責任と解しつつも、利益相反取引を行うのは忠実義務違反であり⁸¹⁾、それに基づく責任は、善管注意義務違反の責任と違って故意・過失を必要としないので結果責任であると主張するものもある⁸²⁾。これに対して、利益相反取引にかかる責任を過失責任

80) 石井照久『会社法上巻(商法II)』勁草書房(1967)368頁。西原寛一『会社法第二版』岩波書店(1969)206頁。田中・前掲注40・665頁～666頁。大隅=今井・同上257頁～258頁。

81) 北沢正啓『会社法〔第六版〕』青林書院(2001)435頁。

82) 北沢・同上433頁。

と解すべきであるとする考え方がある。この考え方も、利益相反取引の性質に言及しないで旧商法 266 条 1 項 5 号責任と比較することにより過失責任とすべきであるとするものと⁸³⁾、取締役が会社と取引をなす以上、取締役会の承認を得たかどうかにかかわらず、忠実義務違反が成立すると同時に、忠実義務違反が法令違反に該当するから、利益相反取引にかかる責任も一般的責任原因である法令違反の一種にほかならないとして考えられ、法令違反にかかる責任に関する理解にしたがって、善意と相当な注意をもってなされた行為について責任を問う必要がないとするものに分かれる⁸⁴⁾。

このような議論がもはや会社法に妥当しないが、利益相反取引が善管注意義務違反を構成するか、または忠実義務違反を構成するかをめぐって、まだ議論の余地があることをいうには十分である。利益相反取引による任務懈怠には、3つの場合が考えられるところ、利益相反取引を決定し行うことは、会社の利益よりも自己の利益を優先していることになり、取締役に会社のために忠実に職務を行うことを要請する忠実義務に違反する性格が強いと考える。ただし、これに対して、善管注意義務しかないという立場からは、利益相反取引によって違反されるのは忠実義務ではなく、善管注意義務そのものまたは善管注意義務の特殊形態をとった規定であると言われる。もっとも、前述のように、広義の善管注意義務のもとに忠実義務が善管注意義務を敷衍するという考え方を取れば⁸⁵⁾、利益相反取引が忠実義務に違反するとしても大きな相違がない。

また、利益相反取引に関する取締役会の承認決議に賛成することも任務懈怠として推定される。取締役会の承認決議にかけられた事項に賛成するかどうかは、取締役の監視義務に関わる問題である。監視義務違反には、違法行為のないところで問題が生じ、そのことで取締役の監視義務違反が問われる場合と社内の違法行為について取締役の監視義務違反が問われる場合があるが、取締役会の承認決議にかけられた事項に賛成するかどうかは、前者に該当する。この上で、賛成する取締役には

83) 河本一郎『現代会社法<新訂第三版>』商事法務（1986）390頁。上柳＝鴻＝竹内・前掲注1・271頁～272頁（近藤）。

84) 田中・前掲注46・1130頁～1131頁（大阪谷）。

85) 忠実義務が善管注意義務を敷衍する立場からは、狭義の忠実義務を認識して、そこから競業制限が派生するとする考え方がある。落合・前掲注61・62頁（北村）。

自己の利益を会社のそれに優先する動機がない場合に、取締役会の承認決議にかけられた事項に賛成するかどうかは、取締役の経営判断を問題にしており、善管注意義務違反として処理できるのに対して、賛成する取締役が競業取引または利益相反取引を直接行った取締役や会社が当該取引をすることを決定した取締役と結託して、または、そのような取締役に遠慮して賛成した場合には、忠実義務違反として処理すべきである。

小結

会社法 423 条に定める任務懈怠は、旧商法における法令・定款違反と利益相反取引を含む。

そこで、法令の内容を検討したところ、法令には一般的な規定と具体的な規定があると判例や通説が考える。しかし、このような考え方が定説ではなく、会社や株主の利益保護を図る旧商法の規定や当該会社の取締役にあって公序となっている規定だけを法令とする考え方および会社の財産の健全性を確保することを直接または間接の目的とする規定だけを法令とする考え方がある。忠実義務が取締役に法令に遵守するように要請していることを考慮すると、忠実義務が善管注意義務とは別個の義務であり、忠実義務のもとに法令遵守義務があると考えた方が文理に合う。そうであれば、法令違反による任務懈怠には、善管注意義務違反の性格をもつものと忠実義務違反の性格をもつものがあると考えられる。

法令違反の典型例は、取締役の監視義務違反である。監視義務の充実化により、取締役の監視義務は、会社に違法な行為がないところで損害が生じるところで問題になる場合と会社に違法な行為が見つかり損害が生じるところで問題になる場合がある。このうち、前者は、善管注意義務違反の性格を有するのに対して、後者は、法令遵守、とりわけ、会計に関連する法令の遵守を確保するためにリスク管理体制の構築維持義務が提唱されてからは、その問題として認識されるようになった。そうであれば、後者は、忠実義務違反の性格をもつと理解することができる。

法令違反とともに、利益相反取引も任務懈怠を形成する。利益相反取引には直接取引と間接取引が含まれるが、いずれも、取締役が会社の利益よりも個人的な利益を優先しているという意味で忠実義務違反の性格をもつ。取引につき重要な事実の

任務懈怠の再構成に関する一考察

開示や株主総会ないし取締役会の承認を必要とすることも、取引が会社にとって不公正になる危険性を小さくためであると解することができ、利益相反取引の忠実義務違反としての性格を裏付ける。直接取引や間接取引に加えて、利益相反取引に関する取締役会の承認決議に賛成することも任務懈怠として推定される。このような任務懈怠は、利益相反取引よりも監視義務違反として考えられるところ、監視義務違反には、会社に違法な行為がないところで問われる場合と会社に違法な行為が見つかったことで問われる場合があり、利益相反取引に関する取締役会の承認決議に賛成することが前者に含まれながらも、賛成することが適切な経営判断に基づくか、またはほかの取締役との結託や遠慮に基づくかにより、前者の性格を細分化することになる。賛成することが適切な経営判断に基づく場合には善管注意義務の問題になり、ほかの取締役との結託や遠慮に基づいて賛成する場合には忠実義務の問題になる。

このように、表1のように、任務懈怠には善管注意義務違反と忠実義務違反が考えられる。このことがふたつのことを意味する。ひとつは、任務懈怠の性格を善管注意義務違反または忠実義務違反として定まった以上、任務懈怠が契約違反としての性質を有する。もうひとつは、任務懈怠のふたつの性格が過失の認定をはじめとする任務懈怠の具体的な認定に影響を与える可能性があることである。これについては、別の機会に論じることにする。

表 1

任務懈怠	違法行為以外の理由で会社に損害が生じ、取締役の監視義務違反が問われる場合	よかれと思って利益相反取引に関する取締役会の承認決議に賛成すること	善管注意義務違反
		結託または遠慮の結果として利益相反取引に関する取締役会の承認決議に賛成すること	忠実義務違反
	社内での違法行為により会社に損害が生じ、取締役の監視義務違反が問われる場合		
	利益相反取引		